資料－３－３

農業農村整備事業における環境との調和の基本的考え方

企画小委員会報告（案）

食料・農業・農村政策審議会　農村振興分科会
農業農村整備部会　企画小委員会

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．検討の背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）検討の背景
　①地球環境問題と持続可能な発展
　②農業、農村と環境
　③新たな食料・農業・農村政策と土地改良法改正
（２）検討の目的

２．農業農村整備事業の実施に際しての環境との調和の基本方針・・・・・・・・・3
（１）農業農村整備事業と環境との調和
（２）環境との調和への配慮の視点
　①目標とする農村の環境
　②参加と共生による循環型社会の形成
　③環境への負荷の低減と良好な環境の形成
　④全ての事業の実施に際しての配慮
　⑤透明性が高く、実効性のある仕組みに基づく配慮
（３）配慮すべき環境要素
　①環境要素の種類
　②配慮の対象とする環境要素の選定の考え方
（４）調査、計画、実施の各段階における環境との調和への配慮
　①あらゆる局面での環境との調和への配慮
　②農村環境に関するマスタープラン
（５）地域住民等の役割
　①受益農家、地域住民、市町村、都道府県等の役割
　②地域住民の参加の促進

３．実効性のある仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（１）調査、計画、実施の各段階における環境との調和への配慮の仕組み
　①マスタープラン
　②調査、計画
　③事業計画書の審査
　④事業実施、維持管理及びモニタリング
（２）地域住民等の意向の反映
　①地域住民等の意向の把握と事業計画への反映
　②適切な費用負担のあり方
（３）客観性、透明性の確保
　①環境に関する十分な情報収集と意見交換
　②環境に関する専門家の活用

４．今後の課題と対応の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（１）環境保全型農業、循環型社会の形成に資する整備
（２）多様な農村環境の回復
（３）技術的知見の蓄積
（４）人材の確保

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

はじめに

農業農村整備事業は、農地及び農業用水を確保し、これらを活用して農業の生産性の向上を図るため、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備を行うとととともに、これとあわせて、農村の快適な生活環境の確保等を図るため、農業集落排水施設などの各種生活環境の整備を行ってきている。また、農業生産の維持を図るとともに、国土資源の保全に資する、農地の防災・保全なども担っている。

一方、地球温暖化や生物多様性の減少等、限りある地球環境に対して人間活動が与える大きな影響について認識が高まる中、環境との調和を図りつつ、持続可能な発展を実現することが国内外において急務となっている。とくに、資源をできる限り無駄なく有効に循環利用することや、大気、水、土壌、多様な生態系などから構成される豊かな自然と人々の経済・社会活動との共生が課題となっており、各種公共事業の実施に際しては、環境配慮や自然環境の再生に対する要請が増している。

このような中、平成１１年７月に制定された食料・農業・農村基本法においては、国土や環境の保全、文化の伝承等の農業・農村の有する多面的機能については、将来にわたって適切かつ十分に発揮されるべきことや、農業生産基盤の整備にあたっては、環境との調和に配慮しつつ行うべきことが規定された。また、平成１３年６月の土地改良法改正においては、土地改良事業の実施の原則として「環境との調和への配慮」が加えられた。

本委員会では、平成１３年５月以来、今後の農業農村整備事業の実施に当たっての環境との調和についての基本的考え方について検討してきた。本委員会は、４回の検討会と現地調査を実施するとともに、平成１３年１１月には「基本的考え方」の骨子をインターネット上の農林水産省ホームページに掲載し、広く国民の意見を聴き、その検討を進めてきた。

以下は、本委員会における検討結果をとりまとめたものである。

１．検討の背景及び目的

（１）検討の背景

①地球環境問題と持続可能な発展

地球温暖化や生物多様性の減少等、限りある地球環境に対し人間活動が与える大きな影響について認識が高まる中で、環境との調和を図りつつ持続可能な発展を実現することが、国内外において急務となっている。また、近年、国民の意識は、物の豊かさから心の豊かさを重視する方向に転換しつつあり、将来のわが国のあるべき姿として、国土や環境の保全、自然との共生、循環型社会の形成等が求められるなど、環境との調和への要請が高まっている。

②農業、農村と環境

農業は、自然の物質循環を生産力の基礎としており、農村で農業生産活動が適切に行われることにより、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承等の多面的機能が発揮されている。また、近年、良好な環境で生産された農産物等、安全・安心な食料に対する国民のニーズが高まっている。さらに、農村は、国民への食料供給の機能の他に、ゆとりある居住環境や自然との触れ合い等、国民の新たなライフスタイルの実現を可能とする場として、評価が高まりつつある。

また、近年、農村地域においても、様々な人間活動の拡大等による生息・生育地の縮小や分断化などによる野生生物種の個体群の絶滅の危機の進行や、過疎化や高齢化に伴う農地や森林の管理水準の低下等による、水源かん養機能や洪水防止機能の低下に伴い、河川流量の不安定化、渇水時における水質の悪化、生態系への影響などが生じている。

一方、農業農村整備事業の実施に際しては、これまでも、個別事業地区ごとに可能な範囲で、環境に配慮した事業の実施を図ってきたところであるが、さらに、近年、国民の環境に対する関心が高まる中、農業農村整備事業を含む各種公共事業の実施に際して、環境との調和に対する要請が増している。

③新たな食料・農業・農村政策と土地改良法改正

食料自給率の低下、農業者の高齢化、農地面積の減少や、これらに伴う農村の活力低下などの農政をめぐる状況の変化に対応する一方、健康な生活の基礎となる良質な食料を合理的な価格で安定的に供給し、国土や環境の保全、文化の伝承等の多面的機能を十分に発揮するなどの農業・農村の役割に大きな価値を見出す動きに応え、平成１１年７月、食料・農業・農村基本法が制定された。また、平成１３年６月の土地改良法改正において、土地改良事業の実施に当たっての原則として「環境との調和への配慮」が追加された。

（２）検討の目的

このような国民の環境への関心の高まりや今回の土地改良法改正を背景に、今後の農業農村整備事業の実施に当たっての環境との調和についての基本的考え方を確立するとともに、さらにこれに基づき事業実施のための実効性ある仕組みを検討する。最後に、農業農村整備事業に関し、環境との調和の観点で、中長期的に対応すべきと考えられる

課題とその対応方向についても検討を行う。

2．農業農村整備事業の実施に際しての環境との調和の基本方針

（1）農業農村整備事業と環境との調和

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、鎮守の森・屋敷林、生け垣、用水路、ため池、畦や土手・堤といった、多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が育まれ多様な生態系が形成されるとともに、良好な景観が形成されてきた[*1]。わが国の農村の環境は、このような適切な維持管理の上に成り立った二次的自然を基調とするものであり、その保全や回復を図ることが、国全体として良好な環境を維持・形成する上でも重要である。

また、農業は生産力の基礎を自然の物質循環の中に置いており、環境への適切な働きかけによって、環境を管理・整備するという特質を有している。このため、適切な農業生産活動が行われることにより、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されているが、一方では、化学肥料や農薬の不適切な使用等により、農業が環境に負荷を与える場合もある。

他方、かんがい排水事業やほ場整備事業などの土地改良事業は、生産基盤の整備を通じて、農業生産性の向上、農業経営の合理化等を目指すとともに、持続的な農業生産活動を可能とすることにより自然環境の保全などの多面的機能の向上にも資するものである。さらに、農業集落排水事業などの農村の生活環境の整備を行う事業は、水質の改善などにより、良好な環境の形成に資するものである。一方、経済性や管理上の効率性を重視した工法による事業の実施に伴い、生態系や景観等への負荷や影響を与える側面も有している。

このため、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するためには、農業生産の基盤や農村地域の生活環境の整備を担っている農業農村整備事業の実施に際しても、さらに環境との調和への配慮を進めることが必要である。

（2）環境との調和への配慮の視点

①目標とする農村の環境

わが国の農村においては、豊富な自然環境の中で、農業生産を中心とした経済的活動とそこで暮らす人々の生活の営みが自然と調和して行われ、さらに環境の適切な維持管理により、二次的自然が形成・維持されてきた。環境との調和への配慮に際しては、このような、人と農の営みと自然との共生により形成・維持されてきた良好な環境を念頭に置いて、地域ごとにその特性に応じた農村の環境を目標として描くことが必要である。

---

*1　近年、このような、都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域を「里地里山」と表現する場合がある。

②参加と共生による循環型社会の形成

環境基本計画は、「循環」、「参加」、「共生」等が実現される持続的な発展が可能な社会の構築を、その長期的な目標として掲げている。農業農村整備事業の実施に際しての環境との調和への配慮に関しては、受益農家、地域住民、関係行政機関などの広範な関係者の「参加」により、農村地域における農業生産活動を中心とした経済活動及び様々な社会活動と自然環境との「共生」を図ることにより、大気、水、土壌、有機資源などの「循環」を維持・増進することを基本的な理念とすべきである。

③環境への負荷の低減と良好な環境の形成

土地改良事業をはじめとする農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮とは、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、地域全体を視野において、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷や影響を回避し、低減するために適切な措置を講ずることとすべきである。また、状況に応じ、これまで失われた環境を回復し、更には良好な環境を形成するという視点も必要である。

④全ての事業の実施に際しての配慮

今回改正された土地改良法においては、事業実施の原則として「環境との調和への配慮」が追加された。また、国民の環境への意識の高まりも踏まえ、今後は原則として全ての農業農村整備事業の実施に際して、環境との調和への配慮を実現することが必要である。

⑤透明性が高く、実効性のある仕組みに基づく配慮

環境影響評価法に基づく環境アセスメントは、対象事業、評価対象項目の選定、影響予測方法の検討などについて明確なルールが定められるとともに、これらの各段階において、国民や関係行政機関の意見を聴いて、事業者自らが環境アセスメントを実施する仕組みとなっている。農業農村整備事業においても、事業規模等を考慮し、透明性の高い明確な手順に従い、受益農家、地域住民、関係行政機関、専門家等の意見を踏まえ、事業申請者や事業主体が環境との調和への配慮を行うための実効性ある仕組みが必要である。

（3）配慮すべき環境要素

①環境要素の種類

環境の要素には、大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素や、野生の動植物の個体群やそれらが構成する生態系、さらに人と自然との豊かな触れ合いの場や景観等が含まれる。なお、水質が生態系に与える影響等、これらの環境要素は互いに密接に関連するものであることに留意が必要である。

②配慮の対象とする環境要素の選定の考え方

各種農業農村整備事業の実施に際しての環境との調和への配慮においては、これらの

広範な環境要素を対象として、受益農家、地域住民、関係行政機関、専門家等の意見を聴きながら、配慮の対象とする環境要素の選定を行うことが必要である。その際、その地域において身近に存在する、若しくはかつて身近に存在した野生動植物種や景観等を配慮すべき環境要素とすることが望ましい。

（4）調査、計画、実施の各段階における環境との調和への配慮

①あらゆる局面での環境との調和への配慮

環境への負荷を低減し、環境保全上の支障を未然に回避するためには、諸外国で取り組まれている「戦略的環境アセスメント」の概念も参考にし、事業の実施の段階においてのみならず、政策決定や上位計画の決定等、早期の段階から環境配慮を意志決定プロセスに織り込むことが有効である。また、環境への影響の予測には不確実性があることから、事業実施期間中や事業完了後においても、環境との調和への配慮のために講じた対策の効果の発現状況等について、適宜フォローアップすることが必要と考えられる。

②農村環境に関するマスタープラン

諸外国においては、国土計画に関連して環境保全に関する計画を国や地方レベルで策定し、これに基づき、各種施策や個別事業の実施に当たって環境への配慮を行っている事例も見られる。わが国の農業農村整備事業においても、環境との調和への配慮の際には、長期的、広域的な視点から、各地域・エリアごとの環境保全上の役割を明確に示したマスタープランに基づくことが有効である。

（5）地域住民等の役割

①受益農家、地域住民、市町村、都道府県等の役割

土地改良事業は受益農家の申請に基づき実施されるが、実施手続きの中で、地域住民等からの意見書提出や関係市町村、都道府県との協議のプロセスを経て実施されることとなっている。また、農村の生活環境の整備を行う事業については、事業計画策定や事業実施の段階において、集落懇談会を開催するなど、農業者を含む地域住民の意向を踏まえ、実施してきている。

農村の環境は地域住民や国民全体の共有の財産でもあることから、環境との調和の検討に際しても、受益農家の他に地域住民、関係行政機関等の参画を得ることが必要である。

②地域住民の参加の促進

地域住民が環境配慮に主体的に取り組むためには、幅広い世代にわたる地域住民が地

域の環境の価値を認識することが重要であり、そのためには、「田んぼの学校」*1などの地域住民自らが地域の環境の状況とその価値について共に学ぶことができるような環境学習の機会を充実させることが有効である。特に、農業や地域の自然環境への関心と理解を高め、将来を担う感性豊かな子供達を育むことが重要である。

3．実効性のある仕組み

（1）調査、計画、実施の各段階における環境との調和への配慮の仕組み

①マスタープラン

環境との調和への配慮を実効性のあるものとするためには、あらかじめ農村地域の環境保全に関するマスタープランを策定しておくことが有効な手法のひとつである。このマスタープランは、全国一律のものではなく、各地域の社会経済状況や自然環境の特徴を考慮して、市町村、都道府県等の地方自治体が策定すべきものと考えられる。なお、このマスタープランは、農家を含む地域住民の意見を十分聴いた上で、環境保全に関する他の施策や計画との整合性を図りつつ、策定すべきものと考えられる。

②調査、計画

環境への配慮は、事業の概略が定まる前のできる限り早期から行うことが有効であることから、調査、計画の段階から環境配慮を行うことが必要である。環境との調和への配慮については、地域の状況に応じて検討されるべきものであるが、これまで十分な経験が積まれていないため、環境との調和への配慮の観点での調査、計画や設計の手順、内容について、先導的に国が一定の考え方を示すことも、環境との調和への取り組みを促進するための有効な手段と考えられる。

③事業計画書の審査

土地改良事業の施行に関する基本的な要件として、これまでの「事業の必要性」、「技術的可能性」、「経済性」等とともに、「環境との調和への配慮」を新たに加えることが必要である。このため、事業計画書に環境との調和への配慮の内容を記載するとともに、国等が事業計画の適否の審査を行うに当たって報告を求めることとしている専門技術者の報告書に、環境との調和への配慮に関する内容を追加する等の措置を講ずることが必要であると考えられる。

また、その他の農業農村整備事業についても、同様の措置が必要と考えられる。

④事業実施、維持管理及びモニタリング

---

*1　平成１０年度に、国土庁、文部省及び農林水産省が共同で、農業農村の教育的機能の活用方策について各界の有識者から成る研究会を設けて調査検討を行った結果、古くから農の営みの中で形づくられ、今では農村の自然環境の重要な要素となっている水田、水路、ため池、里山などを子どもたちの遊びと学びの場として活用し、環境に対する豊かな感性と見識を持つ人を育てるという趣旨で、「田んぼの学校」が提唱された。

環境との調和への配慮を実効性のあるものとするためには、事業の実施中や、事業完了後の維持管理段階においても環境との調和への配慮を行うとともに、環境への影響や環境保全対策の効果についてモニタリングを行うことも有効である。特に、維持管理に際しては、土地改良区等が地域住民の参加や協力を得て行う新たな体制を確立することも有効と考えられる。

（２）地域住民等の意向の反映

①地域住民等の意向の把握と事業計画への反映

今回の土地改良法改正により、地域の意向を踏まえた事業計画の策定のため、事業実施手続きに、地域住民等の意見書提出や関係市町村との協議が加えられた。この新たな仕組みを活用し、個別事業計画における環境との調和への配慮の内容についても、市町村、地域住民等の意向を反映する必要がある。

また、法に基づく手続きの他に、事業計画策定や事業実施に際して地域住民などの参加を促進し、地域の合意形成を図ることが有効と考えられる。具体的には、計画策定や事業実施に際して、できる限り非農家を含む地域住民などの広範な関係者の意見を聞く機会を設けることが望ましい。

②適切な費用負担のあり方

環境との調和に配慮した整備を行う場合、配慮に係る部分の経費が増加し、受益農家の負担も増加することになるが、環境との調和への配慮は受益農家以外の地域住民からの要請に基づく場合が多く、またその便益は広く地域住民全般に及ぶものであることを念頭に置き、適切な負担のあり方を検討していくことが重要である。

（３）客観性、透明性の確保

①環境に関する十分な情報収集と意見交換

自然との共生の持続性を確保するとともに、客観性と透明性を確保しつつ事業の円滑な推進を図るためには、事業の実施に先立つ調査、計画に際して、専門家、地域住民の代表などから環境に関する情報を収集するとともに、意見交換を行うことが必要である。また、必要に応じ、事業の実施中及び事業完了後においても、専門家、地域住民の代表などから環境に関する情報を収集するとともに、意見交換を行うことも有用と考えられる。

なお、収集した情報や意見交換の結果については、透明性の確保の観点から、原則として公開とすることが望ましい。

②環境に関する専門家の活用

環境との調和の検討に際しては、環境に関する豊富な知見を有する者を相談員として活用することも有効である。このためには、技術士、大学・高校・小中学校の教員、博物館学芸員、環境ＮＧＯのメンバーなどに対し、各種事業の実施に際して相談を行うことも有効であると考えられる。

4．今後の課題と対応の方向

農業農村整備事業は、農業水利施設や農地の整備、並びに水質の保全等を通じて、持続的な農業生産活動を可能とする基盤を提供するとともに、農村の多様な生態系や良好な景観の形成に資するものである。また、そのことにより、良好な環境の中で生産された、安全・安心な食料を安定的に供給することを可能とするものである。

このような観点を踏まえ、今後、農業農村整備事業について、中長期的に対応すべき主な課題とその対応方向は、以下のとおりと考えられる。

（1）環境保全型農業、循環型社会の形成に資する整備

農業は、生物を介した土、水等の自然の物質循環を活用するとともに、これを促進する機能を有している。このため、農業と自然環境との共生をさらに進めるためには、今後、農業農村整備事業についても、農業の持つ自然循環機能を活かし、環境保全型農業及び循環型社会の形成に資する整備を目指していくことが必要である。

具体的には、農業集落排水処理汚泥や家畜排せつ物等の有機性廃棄物の堆肥化やその農地還元などの循環利用に資する整備や、化学肥料・農薬の使用量の削減につながる堆肥の投入による土づくり等の持続的な農業生産に資する整備を進めていくことが課題である。

また、わが国においては森林、河川、国土に張りめぐらされた農業用用排水路、水田等から構成される水循環系が適切に機能することにより、地下水の涵養、河川流況の安定、水質の浄化、洪水の防止、生物の生息環境の提供などの環境保全上も重要な機能が発揮されている。このため、農業農村整備事業については、今後とも健全な水循環の形成に資する農業用用排水路や水田の整備等を進めていくことが必要である。

（2）多様な農村環境の回復

今後、中長期的に、多様な主体の参加により、わが国の農村地域においてかつて存在した、自然と人間との共生により形成・維持されてきた良好な生態系・景観などの環境を回復することも重要な課題である。

農業農村整備事業に関しては、これまで整備してきた施設について、環境との調和の観点で評価を行い、必要に応じて対策を講じることなどを検討することも必要である。

また、多様性のある健全な自然生態系の再形成のためには、地域ごとに、その特性に応じた段階的な目標を掲げ、農村の二次的自然の回復を目指すことも有効であるが、その一翼を担うことも今後の農業農村整備事業に課せられた課題と考えられる。

（3）技術的知見の蓄積

環境との調和を進めるに当たっては、地域の環境の目標を設定する際に必要となる生態系や景観等に関する基礎的情報が不足しており、その蓄積が必要である。

また、環境に関する評価、予測の手法や、環境との調和に配慮した工法についても、十分な知見の蓄積や開発に努めることが必要である。具体的には、農業用用排水路等の農業農村整備事業の対象となる施設に関し、生態系や景観等環境との調和に配慮した工

法、環境の評価及び予測に関する事例を収集していくことが課題と考えられる。

（4）人材の確保

農業農村整備事業の実施において、環境との調和への配慮を進めるためには、広範な知識と技術を備え、様々な意見の調整も担う人材の確保が必要である。

おわりに

本年１１月に本委員会が取りまとめた「基本的考え方」の骨子について、その後パブリックコメントを募集した。それに対して、国民各層から１５０通を超える貴重な意見がよせられた。

その中には、これまで農業農村整備事業の実施により、農村地域の環境は負荷を受けてきたとの批判の声も見られた。一方では、今後、農業農村整備事業において、環境との調和への配慮の取り組みを積極的に進めることにより、国民が農村について関心を持ち、農業について身近に考えることの契機になりうるとの期待も寄せられた。そのような意見をもとに骨子に修正を加えて最終報告書を作成した。

農林水産省では、本年８月に「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」を策定し、その中で、農山漁村における社会資本整備については、事業の内容自体を安全な食料供給等とあわせて循環型社会の構築や自然との共生に寄与するものに改革することとしている。

本報告に示した環境との調和の基本方針と実効性ある仕組みの考え方に沿って、環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施が可能となるよう、農林水産省においては、早急に体制整備を行うことが肝要である。また、今後の課題として示した事項についても、その対応の方向に沿って具体的な検討を進めることが必要である。

もはや、生産性の向上と環境の調和への配慮が両極で対立すべき時代ではない。本委員会としては、２１世紀のはじめに、農業農村整備事業が新たな方向へ向けて一歩を踏み出したことに、大きな期待をしたい。

参考１．農業農村整備事業における環境との調和の基本的考え方の概要

目標：持続可能な社会、循環型社会の形成

農業、農村における環境との調和

視　点：

○目標とする農村の環境
人と農の営みと自然との共生により形成・維持された良好な環境（二次的自然）を念頭に置き、地域ごとに目標とする農村の環境を設定

○参加と共生による循環型社会の形成
広範な関係者の「参加」と、自然と人との「共生」により、「循環」型社会を形成

○環境への負荷の低減と良好な環境の形成
農業生産性の向上等を図りつつ、農村の二次的自然や景観等への負荷を回避、低減するとともに、良好な環境を形成

○全ての事業の実施に際しての環境との調和への配慮
原則として全ての事業の実施に際して環境との調和へ配慮

○透明性が高く、実効性のある仕組みに基づく配慮
受益農家、地域住民、行政機関等関係者の意見を踏まえつつ、透明性の高い明確な手順に基づき環境との調和へ配慮

実効性のある仕組み：

○調査、計画、実施の各段階における環境との調和への配慮の仕組み
・農村地域の環境保全に関するマスタープランの策定
・調査計画段階での環境との調和への配慮（環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引きの策定）
・環境との調和への配慮の観点での事業計画書の審査
・環境との調和に配慮した事業実施、維持管理及びモニタリング

○地域住民等の意向の反映
・地域住民、関係行政機関等の参加促進と意向の把握
・環境学習の推進

○客観性、透明性の確保
・環境に関する十分な情報収集、意見交換
・環境に関する専門家の活用

背　景

土地改良法の改正

食料・農業・農村基本法の制定

環境に対する国民意識の高まり

参考２．環境との調和のための実効性ある仕組み

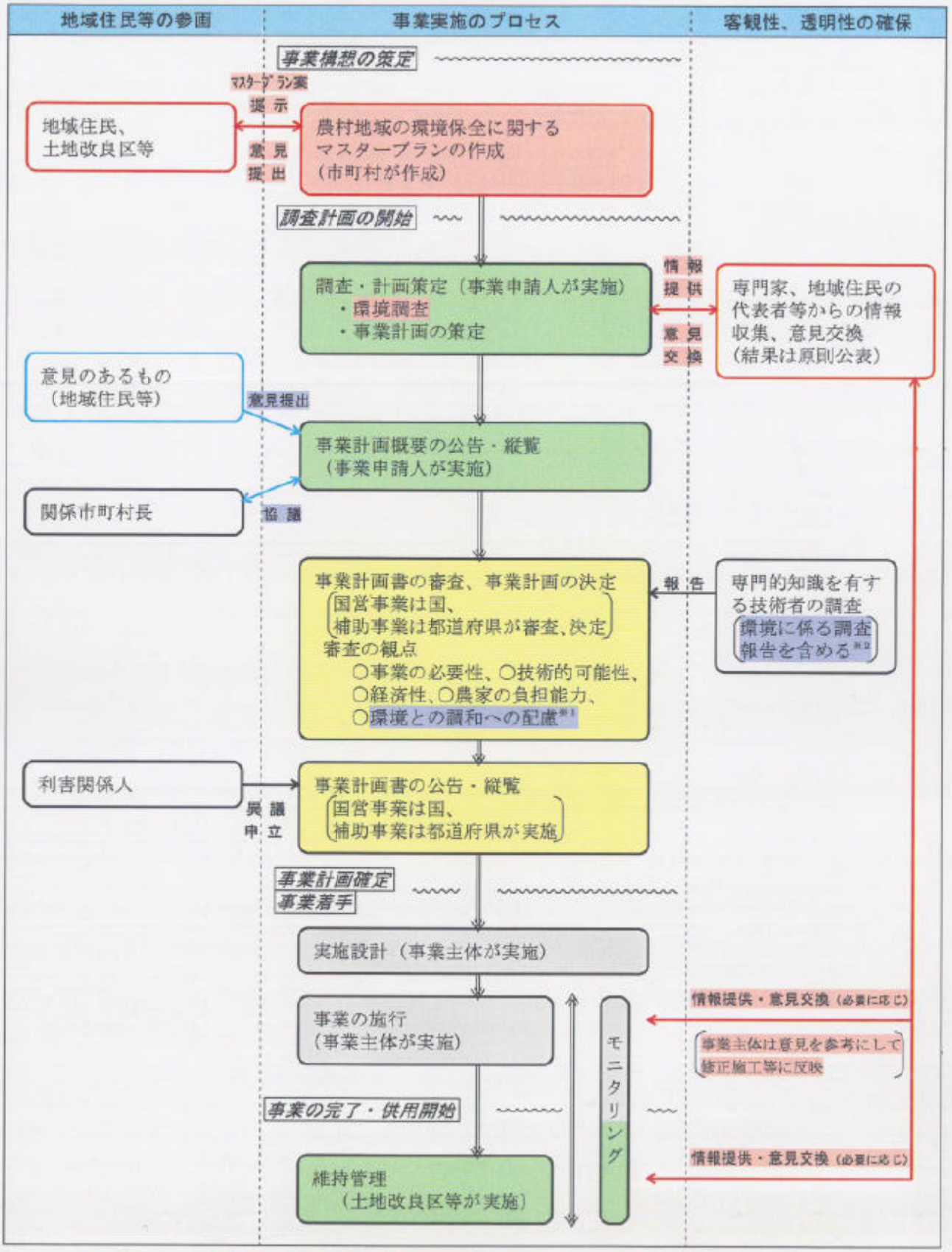

（凡例）
：改正土地改良法令で新設される手続き（※１：政令改正で対応、※２：省令改正で対応予定）
：環境に係る通知等に基づく手続き

参考３．田園環境整備マスタープラン※の概要

○地域自らが個々の地域の特性を踏まえ、将来の地域のあり方を明確にするため、田園環境整備マスタープランを作成する。
○田園環境整備マスタープランでは、農地等区域において、自然と共生する環境を創造する区域などを定める。

○田園環境の現状と課題の把握
市町村が、地域の自然環境等に関する現状と課題を把握

↓

○環境配慮の目標と整備の基本方針の作成
住民の参加により配慮の対象とする環境要素を選定し、配慮目標を設定するとともに、整備の基本方針を作成

↓

○環境創造区域と環境配慮区域の設定
「環境創造区域」と「環境配慮区域」を定め、各区域ごとに整備構想を作成

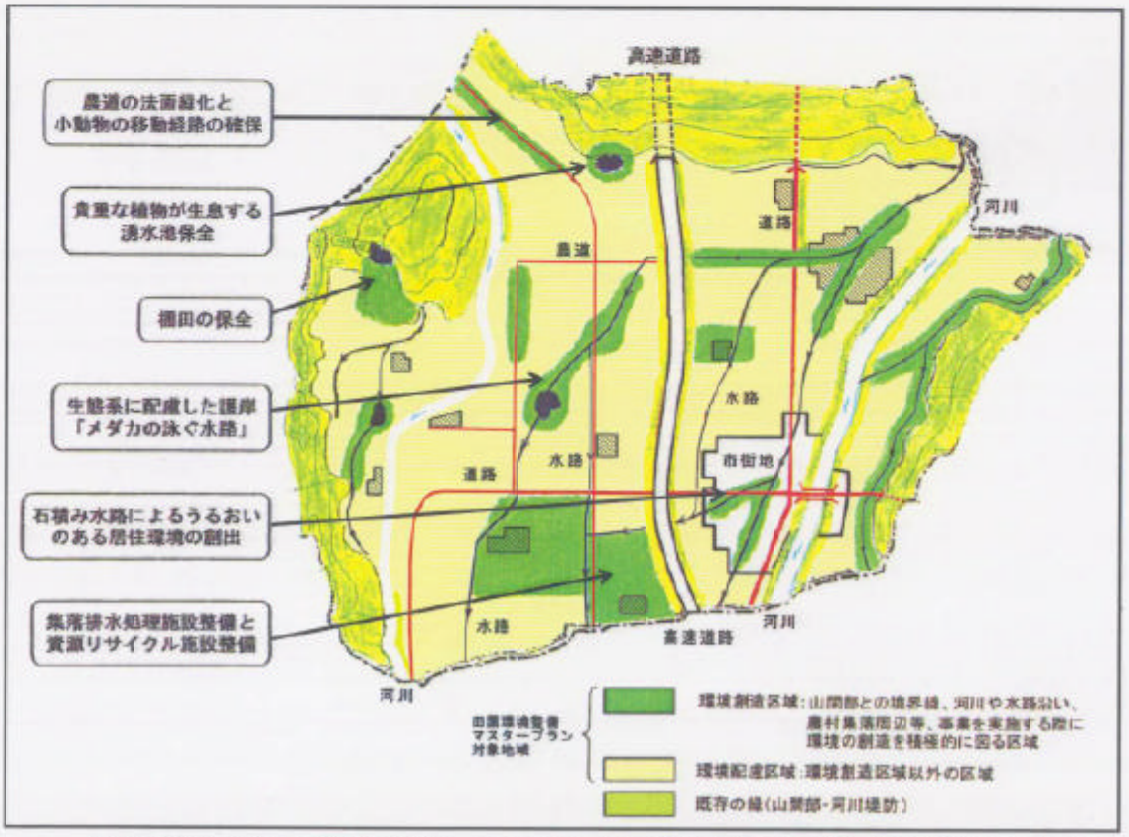

※農村地域の環境保全に関するマスタープランには、他に農業農村環境対策指針、農村環境計画などがある。
環境創造区域：自然と共生する環境を創造する区域
環境配慮区域：工事を実施するにあたって環境に与える影響を緩和するなど、環境に配慮する区域

食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会
農業農村整備部会企画小委員会委員名簿

委　員

生源寺	真一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
鷲谷	いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

臨時委員

黒川	和美	法政大学経済学部教授
◎三野	徹	京都大学大学院農学研究科教授
宮城	道子	十文字学園女子大学助教授

専門委員

猪口	邦子	上智大学法学部教授
海野	研一	(社)全国牛乳普及協会会長
柏	雅之	茨城大学農学部助教授
高畑	進	秋田県土地改良事業団体連合会会長
多賀谷	一照	千葉大学副学長
中道	宏	(財)日本農業土木総合研究所理事長
細田	敏昭	(財)中央果実生産出荷安定基金協会専務理事
松谷	明彦	政策研究大学院大学教授
村田	泰夫	朝日新聞社経済部編集委員
横山	彰	中央大学総合政策学部教授

◎：小委員長